

特定卸供給事業届出書等の記載要領

令和 5 年 1 0 月
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力基盤整備課電力供給室
電力産業・市場室

項 目	内 容
1. 特定卸供給事業届出書	○特定卸供給事業を営もうとする場合、特定卸供給事業届出書を提出すること。
(1) 基本事項	○特定卸供給とは、発電等電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。
(2) 「特定卸供給事業」の定義	○「特定卸供給事業」とは、特定卸供給を行う事業であって、特定卸供給の指示等の対象となる供給能力の合計が1000キロワットを超えることが見込まれるものをいう。ただし、小売電気事業や発電事業と兼業する場合は、小売電気事業における最大需要電力の見込みや、発電事業における特定発電等電気工作物の接続最大電力を差し引いて1000キロワットを超えることが見込まれるものをいう。 ①他の電気事業と兼業をしない場合 ②小売電気事業と兼業する場合 ③発電事業と兼業する場合 ④発電事業及び小売電気事業と兼業する場合 (例) 上の図の②～④の場合における特定卸供給事業で供給する電力の算出例 「電源、蓄電池、需要設備」から集約する電力を2000kW 「小売電気事業における最大需要電力の見込み」を300kW 「発電事業における特定発電等電気工作物の接続最大電力」500kW とした場合。 ② $2000\text{kW} - 300\text{kW} = 1700\text{kW}$ ③ $2000\text{kW} - 500\text{kW} = 1500\text{kW}$ ④ $2000\text{kW} - (300\text{kW} + 500\text{kW}) = 1200\text{kW}$ ○特定卸供給事業は、届出の受理から30日間は事業を開始することができない。その間、電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、経済産業大臣は届出内容の変更又は中

(3)記載事項	止を命ずることができる。 ○届出を行わずに特定卸供給事業を営んだ場合、電気事業法違反となるので注意すること。 ○以下の項目を記載すること。 ・提出の年月日 ・住所 ・名称及び代表者の氏名 ・主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地 ・事業を行う地域 ・その行う特定卸供給事業以外の電気事業ライセンス ・電子情報処理組織の使用の有無 (供給能力に関する事項) ・契約容量の合計 (10³kW) ・設備容量の合計 (10³kW) ・集約方法 (特定卸供給の相手方に関する事項) ・供給の相手方・市場等の名称 ・該当する電気事業 ・契約内容の詳細 ・事業開始の予定年月日 ・電話番号 ・電子メールアドレス ・その他の連絡先 ○「事業を行う地域」は、対象となる都道府県名を全て記載すること。 ○「契約容量の合計」「設備容量の合計」はいずれも数値(単位を10³kWとし、少数点以切り捨て)を記載すること (例) 契約容量の合計:2500kW → 届出上の記載:2 [10³kW] ○「契約容量の合計」の欄については、下位のアグリゲーター等との契約により、供給することを約している容量の合計を記載すること。容量を問わない契約の場合は、供給可能と見込まれる電力の見込みを記入するとともに、届出参考様式(供給電力の見込み内訳)にその詳細を示すこと。 ○「集約方法」は、ポジワット(発電又は放電)・ネガワット(需要抑制)を記載すること。 ○「事業開始の予定年月日」については、届出が受理されてから事業開始までに、30日間の審査に相当する期間を要することを踏まえ、日付を記載すること。 ○「契約内容の詳細」は、一般送配電事業者等と個別に供給の契約をしている場合には、その内容を記載すること。 (例) 需給調整市場、調整力公募 等
---------	---

(4)様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 【添付書類について】 ○代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式は任意）又は委任状に準ずる書類（様式は任意）を添付すること。 ○電子情報処理組織を使用する場合は、届出参考様式の「サイバーセキュリティ確保実施内容一覧」に、「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」に規定されているサイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為の内容について、自社の事業実施内容に応じた実施状況の詳細を示すこと。また、その根拠となる資料（各社の業務ルールやシステム構成図等）を添付すること。 ○届出参考様式（事業実施体制図）において、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソースの種類を記載すること。 ○電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の会員でない場合にあっては、加入する手続きをとったことを証する書類を添付すること。詳細は下記「（7）関連手続き」を参照。 ○一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写しを添付すること。
(5)提出先	○提出する届出を作成次第、提出前に以下の宛先まで電子メールで届出の事前確認を依頼すること。 （届出案送付先）資源エネルギー庁特定卸供給事業担当 bzl-aggregator-uketsuke@meti.go.jp ○資源エネルギー庁担当者の確認が終了次第、資源エネルギー庁電力基盤整備課電力供給室に提出すること。届出書の宛名は、経済産業大臣名とすること。 ○電子メール【推奨】、郵送又は持参により提出すること。電子メールで提出する場合の宛先は上記届出案送付先のアドレスと同様とする。郵送の場合の宛先は以下のとおり。 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室
(6)提出期限	○事業開始予定日の30日前までに、事前確認後の届出及び添付書類一式を資源エネルギー庁に提出し、受理されていること。なお、届出が受理されてから30日間は審査に相当する期間を要するため、当該期間中は事業を開始できない。
(7)関連手続	○広域機関の会員でない者は、以下の手順に従い手続きを進めること。 ①特定卸供給事業届出書の提出に先立って、広域機関へ加入仮申請の手続を行う。 ②「加入仮申請受付表示」を添えて、経済産業大臣に特定卸供給事業届出書を提出。 ③広域機関から加入・会費請求等の連絡があった後、広域機関加入届出書を資源エネルギー庁に提出。

2. 特定卸供給事業変更届出書	○供給能力や供給の相手方に関する事項、電気の集約方法、電子情報処理組織の主要な機能等に変更が生じる場合、特定卸供給事業変更届出書を提出すること。
(1) 基本事項	○需給調整市場の会員登録、登録削除、一般送配電事業の用に供する電気の供給（調整用電源、離島供給、最終供給としての電気供給）を行う旨の契約を新たに締結、解除した場合も、変更届出を行うこと。
(2) 記載事項	○変更箇所のみ記載し、その他の記載欄は空欄とすること。
(3) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○届出書提出の際には、変更を必要とする理由及び変更日を記載した書面（様式は任意）を添付すること。 ○届出参考様式（サイバーセキュリティ確保実施内容一覧、事業実施体制図及び供給電力の見込み内訳）の記載内容に変更が生じる場合、修正した物を届出提出時に併せて提出すること。また、その根拠となる資料（各社の業務ルールやシステム構成図等）を添付すること。
(4) 提出先	○提出先については上記 1. 特定卸供給事業届出書と同様とする。
(5) 提出期限	○変更予定日の 30 日前までに提出すること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。 (軽微な変更) ○次に掲げるもの以外の変更は軽微な変更とする。 ➤ 契約容量が届出時の値の 1/2 を下回る変更 ➤ 供給先の電気事業の種類が増える変更 ➤ 電気の集約方法の変更 ➤ 電子情報処理組織を新たに追加する変更 ➤ 電子情報処理組織の主要な機能の変更（以下参照） ＜電子情報処理組織の主要な機能の変更の例＞ ● 外部ネットワークとの接続方式や他ネットワークとの接続点の変更 ● 接続点の防御に用いるルータやファイアウォール、IDS/IPS等の防護措置の変更 ● ネットワーク分離の考え方の変更や内部ネットワークのセグメント分けの変更 ● システムを構成する機器へのマルウェア対策ソフトの変更 ● システムの稼働状況を確認する範囲や方法の変更 (ログ取得機器の変更やログ取得内容や保管期間の変更) ○軽微な変更については、変更予定日より前に提出すること。

3. 氏名等変更届出書 (1) 基本事項	○以下の項目について変更が生じた場合、氏名等変更届出書を提出すること。 ● 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ● 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 ● 事業開始の予定年月日 ● 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 ● 特定卸供給事業を行う地域
(2) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。
(3) 提出先	○提出先については、上記 1. と同様とする。
(4) 提出期限	○変更の事後遅滞なく提出すること。
4. 承継届出書 (1) 基本事項	○特定卸供給事業者の地位を承継した場合、特定卸供給事業承継届出書を提出すること。
(2) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。
(3) 提出先	○提出先については、上記 1. と同様とする。
(4) 提出期限	○承継の事後、遅滞なく提出すること。
(5) 関連手続	○承継により新たに広域機関の会員となる場合は、広域機関加入届出書を資源エネルギー庁に提出すること。
5. 休止（廃止）届出書 (1) 基本事項	○特定卸供給事業を休止又は廃止しようとする場合、特定卸供給事業休止（廃止）届出書を提出すること。 ○後述する解散届出書を提出する場合は、休止（廃止）届出書の提出は要しない。
(2) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○届出書提出の際には、休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類（様式は任意）を届出書に添付すること。 ○休止の予定期間は、日付まで記載することが原則であるが、日付の特定が困難である場合はこの限りでない。
(3) 提出先	○提出先については、上記 1. と同様とする。
(4) 提出期限	○休止又は廃止する予定日の 30 日前までに提出すること。
6. 解散届出書 (1) 基本事項	○特定卸供給事業者であった法人が解散した場合、解散届出書を提出すること。
(2) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。
(3) 提出先	○提出先については、上記 1. と同様とする。
(4) 提出期限	○解散の事後、遅滞なく提出すること。